

「通貨と銀行の将来を考える研究会」

統合報告フォーラム（第2セッション）議事概要

June 21, 2022

議題

第2セッション 次世代のデジタル通貨

開催日時

2022年5月18日<19時40分~20時40分>（テレビ会議形式で開催）

講師

乾 泰司 氏（JICA アドバイザ、ADB コンサルタント）
 北村行伸 氏（立正大学データサイエンス学部長）
 高橋 亘 氏（大阪経済大学経済学部教授）
 福田慎一 氏（東京大学大学院経済学研究科教授）
 片山 謙（野村総合研究所 金融デジタルビジネスリサーチ部）
 西片健郎（野村総合研究所 金融デジタルビジネスリサーチ部）
 井上哲也（野村総合研究所 金融デジタルビジネスリサーチ部） <モデレーター>
 （所属は2022年5月18日時点）

1. 事務局説明

井上<モデレーター>:

・第2セッションでは「次世代のデジタル通貨」を取り上げる。研究会を通じてCBDCの展望や課題を議論する中で、既存の支払・決済システムとの相互運用性や利用者にとっての親和性を重視することが、デジタル通貨の特性を制約している面があるようにも感じた。そこで、このセッションでは、そうした制約を外し、しかも中央銀行や銀行預金といった通貨システムとの関係も一旦断ち切った上で、デジタル通貨の本来のあり方や発揮すべき役割を白紙から考えてみたい。まず、パネリストの皆様からご意見を伺いたい。

2. リードコメント

乾氏:

・私は高橋さんと共にアジアにおけるデジタル共通通貨(Asia Digital Common Currency<ADCC>)の構想に取り組んでいる。基本コンセプトは、ASEAN+3の14か国・地域の中央銀行が、自国通貨建ての国債を域内の国際機関に提供し、その国際機関がそれを裏付け資産とするADCC債(共通通貨建て債券)を発行し各中央銀行に提供する。各中央銀行は、ADCC債を裏付けとする共通通貨(ADCC)を発行し、各国内の民間金融機関を通じて、国内およびクロスボーダーの支払・決済のために流通させるというものだ。

・具体的には、国際機関が各国国債の振替決済システムに口座を開設する形で各国中央銀行から国債を受取り、同国債を資産としてADCC債券を発行し、各国中央銀行に提供する。この際、分散台帳技術(DLT)を活用することにより、ADCC債を証券保管振替機構(CSD)を利用することなく発行できる。なお、ADCC債の各国中央銀行への配分比率は、原則として受取った国債の金額によるが、各国中央銀行による国際機関での議論により決定されると考えている。現時点でこうした機能を有する国際機関は域内には存在しないが、この構想の優れた点は、欧州の専門家が認めてくれたように、共通通貨を通貨同盟や共通の中央銀行といった大掛かりな枠組みを用

いることなく導入しうる点にある。同時に、ADCCは各国中央銀行の負債として、CBDCと同じインフラを活用して共存するので、域内諸国で導入の動きが進むCBDCとの相互運用性も確保し得る。ADCCを発行する際には、支払決済の履歴を確保するため、ブロックチェーン技術(BCT)を活用している。

・ADCCにおいても、匿名性の確保と不正対策との両立が重要となる。取引記録は各国の中央銀行が収集し管理する一方、利用者のKYCに関する情報は新たに設置する独立した公的機関が収集・管理し、そうした情報へのアクセスは法制面から限定することが必要と考えている。また、個人情報在国外に流出することもない。中国のデジタル人民元の実験でも、登録センターと認証センターを別組織にして、両者の間にファイヤーウォールを設置しているようだ。

・ADCCの実現には、国際機関、各国中央銀行、各国の民間金融機関、利用者による連携が必要となる。特に各国間の相互運用性を確保するために、国際機関が技術やデータを各国中央銀行に提供することで標準化を先導し、相互運用性を確保することが重要だ。一方で、各国の中央銀行はADCCの導入後も各国独自の金融政策を運営できるほか、ドル化している国の中央銀行にとっては、国際機関での議論に参加することによりADCCの政策決定に関与できるだけでなく、ADCC債の金利としてシニョレッジの確保にも繋がる。

・ADCCは、アジアでニーズの高い出稼ぎ労働者の送金など、クロスボーダーの支払・決済の効率化や高度化へのニーズに対応することが期待される。なお、「アジアという地域を限定するのではなく、国際機関としてBISを活用し、グローバルデジタル共通通貨(GDCC)を発行する方が良い」という助言も頂いている。

北村氏:

・このセッションのテーマに即して、仮想通貨の世界で何が起きているかを示すことでCBDCの意味を考え直したい。

・英国の経済力が相対的に低下した後にも、ロンドン(シティ)が世界

の金融の中心としての役割を果たしてきた理由の一つは、オフショア=タックスヘイブンへのゲートウェイとしての機能を有していた点にある。投資家はそこに資金を持ち込めば、通常の経済活動ではない世界に資金を投入できる訳である。同様の現象が仮想通貨の世界でも出現しつつある。例えば、エルサルバドルでは、ビットコインを法貨として位置づけて以降、自国内にビットコインの経済特区を設定し、自律的で分散的な経済システムの構築を指向する企業や個人を世界から招聘することを目指している。ホンジュラスやマラウイなど南米やアフリカの諸国でも、仮想通貨の取引を自由化するタックスヘイブン的な仕組みを採用することで、ビットコインの取引を世界から招致しようとしている。先進国がマネーロンダリングや不正使用を懸念して仮想通貨に対する規制強化に動く一方で、途上国の一部では仮想通貨の自由な取引ができる「ヘイブン」を構築する動きが生じていることは大変興味深い。

・もちろん、デジタル技術のバーチャルな性格を考えると、ビットコインの自由な取引を指向する企業や個人がペーパーカンパニーとしての登記は考えられても、わざわざエルサルバドルにフィジカルな拠点を移すかどうかには不透明な面も残る。オンライン上にはメタバースの世界が出現しており、これも先に挙げたロンドン(シティ)と同様な意味でバーチャルな世界への投資のゲートウェイとなりうる。いったん、こうした世界に入れば、仮想通貨は中央銀行や政府の介入を受けない形で取引される。また、中央銀行や政府にとっては、仮想通貨がフィジカルな財やサービス、金融資産に交換される段階を押さえる以外、抜本的な対処のしようがないと考えることもできる。最近では、エルサルバドルで不動産価格が上昇しているとの指摘もあり、バーチャルな動きがリアルにフィードバックする可能性も含めて、CBDC を考える上ではバーチャルな世界で進行する変化やその意味合いにも注意を向けるべきだ。

高橋氏:

・CBDC を含むデジタル通貨の出現は、通貨主権や通貨の機能への挑戦を通じて貨幣理論を変える可能性があり、日本の貨幣の歴史に照らしても、そうした変化はむしろ蓋然性があるのではないかと。国や中央銀行だけが通貨を決めることができるという信念は、ビットコインやプラットフォームマネーなどによって挑戦を受けている。ブルーナマイヤーも主張しているように、預金通貨を用いた与信を中心とする金融システムは、デジタル通貨の出現とともに決済を中心とするものへ変化することも考えられる。同時に、通貨は価値尺度、交換手段、価値保蔵の3つの機能を持つという考え方も、デジタル通貨の導入とともにアンバンドルされることが考えられる。

・日本における貨幣の歴史を振り返ると、奈良時代の「皇朝十二銭」は経済構造の変化に対応できず、平安初期には使用されなくなった。CBDC もニーズに適合できなければ消滅する恐れもある。平安中期以降は「無貨幣」の時代だったが、「文」という単位は信用取引の世界で生き残り、「通貨機能のアンバンドリング」が生じた。その後は中国で鑄造された「渡来銭」が流通し、これは乾さんが説明されたADCC の先駆けとも言える。

・さらに、16世紀にかけては、中国でも貨幣の鑄造が減少する下で、国内の貨幣流通の不足を補うため「鋸銭」と呼ばれる民間通貨が幅広く活用された。こうした事態は江戸時代に三貨制(銀貨、金貨、銭)によって收拾され、両替商の仲介によって変動相場制の下でも高度な貨幣経済が発達した。ADCC の構想が想定するように、ADCC と各国のCBDC、あるいは民間のプラットフォームマネーが共存する世界も現実性を有することを示唆している。なお、明治になって新政府は「圓(円)」という通貨単位を採用したが、人民元や韓国ウォン、香港ドルや台湾ドルも全て、漢字で表記すると同じ圓であり、東アジアの共通の通貨単位であるとも言える。

・ヒックスが「貨幣と市場経済」で主張したのは、市場が貨幣を作るのであり、国家主権に縛られるべきでないという点である。現在のプラットフォームマネーも最適通貨圏というよりは、商圈が通貨圏になる発想であり、かつての宋銭と似ている。より将来を展望すると、ヒックスが整理した貨幣の保有動機のうち、投機的動機や予備的動機は他の金融資産で充足される。また、通貨の機能のうち、交換手段や価値保蔵も他の金融資産で代替可能であり、結局は価値尺度のみしか残らないことが考えられる。個人的には、デジタルの世界では価値尺度も個性を持ちうるのではないかと考える。

・デジタル通貨の最大の課題は、こうした特性や変化を現在の規制や監督とどのように折り合いをつけるかにある。例えば、1998年に改正された日銀法の下では、決済システム全般の規制や監督は政府の所掌だが、銀行間の決済は日銀の所掌とされている。このような扱いが、デジタル通貨の導入や発展にどう対応するか、多様化と標準化のいずれを指向するかという課題がある。同様に、民間事業者による各国内のルール設定や標準化の動きを、相互運用性を確保しつつクロスボーダーの取引に適用していく上で、BISのような国際機関やISDAのような民間団体がどのようにエンドースするかも課題となる。

福田氏:

・北村さんが指摘されたように、金融のイノベーションには非連続的なジャンプが生じうる。長年不変であった銀行業のビジネスモデルはイノベーションの下で大きく変化しつつある。これに政策がどう対応するかが重要であり、CBDCのあり方もそうした文脈から考えることが必要となる。

・中央銀行にとっては、金融のイノベーションが進行しても金融政策の有効性を維持することが極めて重要である。そのためには、国内では自国通貨建ての経済取引が支配的である状況を維持することが不可欠であり、国内でも外国通貨建ての資産が支配的になれば、中央銀行による政策金利の変更も経済活動に影響を与えることができない。中央銀行にとっては民間事業者のイノベーションにどう関与するかも重要な課題であり、特に日本の場合には経済のデジタル化が遅延している中で、それを促進するためのインフラを整備することが必要だ。こうしたアプローチに関しては、国際標準に従うのではなく、日本固有の課題に即したやり方が必要だ。こうしたイニシアテ

イブを「護送船団方式」で進めるのか、新たなイノベーションに先行者利益を保護するのは難しい問題だが、前者の持つ公平性と後者の持つ独占的な利益との調整の役割にも中央銀行が関与すべきではないか。

・将来に向けてデジタル社会が具体的にどのような姿になるかは誰にとっても未知だが、大きく変わりそうだということは多くの人々の共通認識になっている。日本が金融の面でもそうした動きに乗り遅れないように、仕組み作りの準備を進めておくことが必要だ。その点でも、中央銀行や金融当局の役割は大きい。実際、銀行規制の面では、これまでは付随業務の拡大の形で漸進的な業務範囲の見直しを進めてきたのに対し、足許では付随業務の拡大解釈によって銀行業務を拡大する方向に変化している。また、資金決済法の改正も、スピード感の点では課題も残るが、新たなニーズに対応すべく着実に進化している。

片山:

・CBDC に関する議論は「リブラ構想」を契機に活発化した。各国当局は新たなバスケット通貨が国内で広く流通する恐れに対して、通貨主権や金融安定の観点から懸念を示し、抑制した。これに対し昨年からは、米国を中心にステーブルコインの発行残高が顕著に増加している。米国では、他の暗号資産の取引の「待機資金」の受け皿、または暗号資産のレバレッジ取引のための借入れに使用される面が大きい。足許では利便性の面から NFT の購入に使用されるのか、従来は法定通貨に限定されていた STO の購入に使用されるといったケースも出現している。

・日本からドル建てのステーブルコインを取引している人もいるとみられるので、その意味では「デジタル・ドル化」が既に生じたとも言える。また、各国当局は、ステーブルコインがマネーロンダリング目的で使用されることに懸念を強めている。日本でも、改正資金決済法による規制強化案が国会で審議されており、それによれば、発行者と仲介者(売買や交換の管理等を行う)とを区分した上で、各々に対する適格性や要件を明確化することになっている。もっとも、いわゆる「自己責任型」のウォレットでステーブルコインを保有する場合、利用者には紛失等のリスクはあるが、匿名性を維持しつつ価値を移転しうる。同様に NFT 等を介在させることでもマネーロンダリングは可能である。これらの残された問題にどう対応するかが、各国当局の今後の課題となる。

・ステーブルコインの発行者については、価値の安定のための裏付資産の内容がポイントになる。米国でもドル預金や短期債であれば良いが、いわゆる「アルゴリズム型」あるいはコミュニティが発行した暗号資産を裏付資産とするケースでは発行者の責任が大きい。これに対し仲介者に関しては、上記のようなマネーロンダリングへの対応などを鑑みると、専門家による口座の管理が望ましい。同時に、仲介者の相互間での決済リスクの軽減も重要だ。NFT や STO まで視野を広げると高額な取引も対象となりうる。仲介者は暗号鍵を管理するだけなら良いが、決済の履行を保証するのであれば、銀行預

金の利用では即時ファイナリティが確保されない課題も残る。その意味では、現在の業者間決済や一般振替 DVP のように中央銀行マネーを活用する余地もあり、CBDC にはその役割を担う可能性がある。

西片:

・技術的な視点から次世代のデジタル通貨を考える際には、フィジカル空間とサイバー空間を区別することが重要だ。両者の設計思想は大きく異なり、前者は国家が運営し、主として法制度によるガバナンスに服する一方、後者は民間組織や個人が運営し、主としてアーキテクチャーによるガバナンスに服している。このため、後者はグローバル化も容易であり、参加コストも安く、柔軟性も高い。

・その上で、足許では両者が接近し、いわば「サイバー・フィジカル空間」と呼べるものが誕生しつつあるが、両者のルールが不整合であるために、プラットフォーム独占やプライバシー、誤情報といった様々な社会問題が生じている。暗号資産の登場とそれに伴う問題もこうした社会問題の一つと考えられる。これらの問題は、フィジカル空間の枠組みを単純に適用するのでは対処しえるものではないため、両者の整合性を取りながら「サイバー・フィジカル空間」を構築することが今後の課題である。

・以上の視点から通貨の動向を見ると、CBDC はフィジカル側から、ステーブルコインはサイバー側から、各々「サイバー・フィジカル空間」にアプローチする動きと捉えられる。これまで CBDC は主としてフィジカル側から議論されてきたが、サイバー側の動きが急速であるだけに、今後はそうした視点をどのように取り込むかが課題であるように思う。

・サイバー空間側の急速な変化に関して、主として DLT の視点から整理すると、第一に社会インフラ機能の再定義がある。通貨や証券、投票権などはトークンやスマートコントラクトという概念で抽象化され再定義されており、柔軟な設計が可能になっている。第二に社会インフラ機能が整備されつつある。投融資、徴税と再配分、投票と意思決定などの社会インフラ機能が整備されることで、サイバー空間内で組織を組成するコストが低下するとともに、新たな組織形態の構築が容易になっている。第三に、以上の条件の整備が分散自律型組織(DAO)の大量の組成を招いている。DAO は既存の SNS などに比べてより経済性や政治性を伴う点に特徴があり、いわば「ミニ国家」の出現も展望しうる状況にある。利用者は様々な組織に参加する選択肢を得る一方、安全性や安定性の確保などがガバナンス面の課題は今後より深刻化する可能性がある。

・「サイバー・フィジカル空間」を適切に設計する上では包括的な視点が必要である。具体的には、フィジカルとサイバーを一体化する際的设计原則や土台を予め明確にしておく必要がある。また、こうした空間に必要なインフラの機能やレイヤーの定義も重要であり、デジタル通貨についてはその中でどう位置づけるかという視点が必要だ。さらに、サイバー空間の急速な成長に対応しうるよう、ガバナンスを含む枠組みも適切に構築する必要がある。

3. 自由討議

井上くモデレーター>

・それでは、リードコメントを行った以外の研究会メンバーにもパネリストとして参加していただき、ここから自由討議を行いたい。事務局としては、大きな論点として、1. 新たなデジタル通貨の価値の裏付け、2. 金融政策や金融安定策との整合性、の二つを事前に提示している。前者は、これまで希少性の高い商品や発行量の調節によって価値の維持が図られてきたが、例えば、普遍性はないがある種のコミュニティ内で共有される価値による裏付けなどは可能かという問題意識である。後者は、通貨の機能のアンバンドリングが進んだ場合に、金融政策や金融安定のための政策はどのような姿になるだろうかという問いである。

福田氏:

・経済のデジタル化を進める上では全体のバランスが特に重要だ。例えば、民間事業者のデジタル化が進行する一方、行政が立ち遅れるようでは成果が十分に得られない。現在の法体系の下では、同じ送金であっても、銀行経由、資金移動業者経由、ビットコインの活用の各々で規制が異なる。このうち資金移動業者が利用者から資金を預かった場合、利用者保護の観点からそれを供託することが義務付けられており、実的には法務局に資金を預けるというアナログな行為が必要となる。今回の法改正で手続きが簡素化されたとは言え、これを CBDC のようなデジタル手段に置き換えることができれば、経済のデジタル化のバランスが向上する。

・現在、暗号資産は決済手段としては未熟であるとして、法律的には金融商品の一つとして整理されているが、将来に向けて通貨の役割を担うようになった場合に、行政としてどう対処すべきかを考えることが大きな課題になる。現状では、資金決済業者が暗号資産を用いた送金を行う場合には資金決済法によってカバーしているが、将来に向けて銀行や資金決済業者以外の事業者による送金システムが出現した場合、銀行法の拡大解釈や資金決済法の改正、金融商品取引法による対応といった既存のアプローチでよいのか、利用者がデジタル化の恩恵を享受するにはどうしたら良いかを改めて考える必要がある。

高橋氏:

・将来的には、情報が完全になれば、アロー・ドブリュー的な世界が実現したり、貨幣を用いない与信が可能となったりすることで、貨幣が存在しない世界が出現しうるのはないか。より近い未来にも、情報の利活用の高度化を通じて、プラットフォームによる企業間信用が拡大すれば、プラットフォーム外の通貨を利用する必然性はなくなる。西片さんが示唆された「ミニ国家」が出現する結果、国の発行する通貨の流通範囲が縮小するので、銀行預金を用いた金融政策が困難となるだけでなく、通貨国家自体の意味もなくなってしまう恐れがある。

井上くモデレーター>

・「通貨と銀行の将来を考える研究会」の第1フェーズで事務局が行

ったヒアリングの中でも、大手の製造業や商社の間では高橋さんが説明された方向性を目指す動きが既にみられた。その際には、独自の通貨のプラットフォームを構築するコストが大きな障害との指摘が多かっただけに、将来に向けてイノベーションによってコスト構造が変化すれば実現する可能性はある。

山岡氏:

・経済理論の歴史に照らすと、貨幣は、19世紀にはジェボズに代表されるように物々交換の延長という理解であったのに対し、20世紀後半以降はポランニーのように、他者に恩恵を施すことが指向される社会の下でそれを記録する手段と位置づけられた。従って、貨幣はもはや物理的な存在である必要はなく、家族のようなコミュニティの中では存在自体も不要となった。結果として生じたのは情報の効率化であり、異質な財やサービスを交換しうる環境が実現した。

・デジタル社会の下でも、こうした価値の共通の尺度を共有できるかどうかは引続き重要な視点である。将来に向けて個人が異なる尺度をもつことがありうるとしても、経済社会の中でそれらを効率的に共有しうるかどうかには課題が残る。

・同様な意味で近代以降の社会では、国の信用を活用した仕組み作りが最も効率的であった。「リブラ」は国の信用に直接的には依存しない仕組みを作ろうとしたが、電力料金等の面で結局は高いコストを被った。その一方で、裏付資産として法定通貨を用いる点では、国の信用を活用しようとした面もある。CBDCの議論も、少なくとも近未来には国を上回る効率的な信頼構築の仕組みは困難という発想に立脚している。もちろん、その先に情報の効率性が更に上昇した結果、契約の完備性が成り立つ世界では貨幣を介さない交換が増加することも考えられる。しかし、将来に対する不確実が払拭しえない現実の世界では貨幣は引続き有用であり、この点がCBDCに対する関心の背景の一つであると思われる。

大島氏:

・ECUが存在していた際のプライシングの実務を思い出していたのだが、乾さんが提唱するADCCにおいては、域内国の通貨のウエイはどのように決めるのか。日々の為替レートを反映させるのか、それとも一定の通貨バスケットを予め設定するのか。ASEANにはハードカレンシーでない通貨も含まれるだけに、前者の選択には実務的な問題もあるように思う。

・西片さんの整理に即して言えば、銀行の発想はフィジカルな世界に固まっている面がある。次世代の人々にとっては法定通貨や国家の信用の意味合いが変わる可能性も考えると、銀行もサイバーな世界に移るためのブリッジ的な手段や発想を持つことも大切だと感じた。国という観点でも、ウクライナが暗号資産で募金を集めたように、危機によってフィジカルな法定通貨の使用が困難になった際に備える意味でも、サイバー世界の活用の余地を維持することは重要ではないか。

乾氏:

・ADCC については、現時点では、チェンマイ・イニシアティブで域内の中央銀行が合意した外貨準備の貢献比率の適用を想定している。これと各通貨の為替レートによって ADCC の価値が決まることになるが、その妥当性は今後の検討課題である。また、ユーロもそうであったように、最初はこうした面倒な式で価格を算出するとしても、取引規模が拡大すれば、市場取引を通じて適切な価格が形成されることが期待される。

高橋氏:

・この点はいわば「割り切り」の問題ではないか。ADCC はバスケット通貨なので、個々の通貨よりも為替リスクが減少する一方、債券としてリスク対比で有利な利回りが付く。

北村氏:

・価値の尺度が共通であっても、個々の消費者によって財の価値が異なることは、センのような研究者によって 1970 年代から既に議論されている。この点をデジタル通貨に即してみれば、アレルギーなどをもつ個人が特定の財を消費しないように予めウオレットを設定するといった対応も可能になる。個人は以前からそうした行動を実践してきたが、デジタル技術によって効率的な対応が可能となる訳だ。しかし、価値の尺度まで個別化してしまうと、取引自体が困難となり、財やサービスの価格体系が成立しなくなる。

・第 1 セッションのリードコメントで挙げたエルサルバドルは、西片さんの用語で言えばフィジカル空間とサイバー空間の中間に位置する。同国の政府にとっては、ビットコインで十分な投資収益を獲得したり、ビットコインの関連業界が集積したりすれば良い。いわゆる「ドル化」では資金流入が期待しえない国家でも、ビットコイン・フリーゾーンであれば経済資源を招致できるという発想だ。このようにフィジカル空間とサイバー空間との中間領域に CBDC はどのような役割を發揮しようかという論点もあるように思う。

高橋氏:

・先に提起したのは、個人の債務が通貨として活用される可能性である。また、物々交換の効率化が貨幣を生み出したのであれば、デジタル社会では個々人で異なる相対価格と貨幣が両立する可能性が出てくる。

福田氏:

・将来の通貨システムを考える上では、効率性の向上とともに信用秩序の維持も重要だ。効率性が高くても金融システムが不安定化する可能性がある点で、両者は独立した目標と位置付けられる。現在の通貨システムは金融安定に大きく配慮しており、事前には金融規制や監督、事後には預金保険や中央銀行の LLR といった仕組みが用意されている。デジタル社会でも金融安定を如何に維持するかは重要な論点だ。米国ではかつて中央銀行がなかなか設立されない下で金融市場が不安定化を繰り返した事実があり、欧州では通貨統合後も各国独自の金融監督が残存したことが欧州債務危機の原因となった事実がある。効率性の向上は重要だが、金融安定の維持を

考えずにデジタル社会の枠組みを考えることは不適切である。

小早川氏:

・将来のデジタル通貨にとってはガバナンスや信用が重要な課題になるのではないか。あるメタバースでは、DAO の発想に基づいてガバナンストークンを発行し、その購入にはステーブルコインを利用する。しかし、ステーブルコインも安全資産を裏付けとするものはある程度価値を維持している一方、暗号資産のように価値が不安定なものに裏付けとするものが問題を生じた。上記のガバナンストークンも、結局は国の信用を利用して価値を維持している訳であり、中央銀行という安全な発行体による資産としての CBDC を新たな社会でどう活用していくかを探るべきではないか。

井上くモデレーター:

・予定の時間になったので、第 2 セッションの議論をこれで終了したい。リードコメントを担当していただいた研究会メンバーの皆様には、大変多くの重要な論点を挙げていただいたことに、改めて厚く御礼申し上げます。
